

# 三条市小中一貫教育推進指針

(令和3年度～)

三条市教育委員会

# 三条市小中一貫教育推進指針

## 【試行から実施、充実、更なる洗練・深化へ】

### 1 はじめに

この「三条市小中一貫教育推進指針」（以下「推進指針」という。）は、「三条市小中一貫教育基本方針」（以下「基本方針」という。）の理念及び方針に基づき、これまでの導入、試行段階における取組及び検討を踏まえ、平成25年度以降の小中一貫教育における具体的な取組の実施方策、方法、手順及び推進組織の運営等に係る基準について示すものとする。今後、新たに推進指針として示すことが必要な事項が生じた場合には、随時追加を行うとともに、国、県等の教育施策に係る方針、制度等に大きな変更や転換等が生じた場合には、その都度推進指針の見直し、検討を行い、必要な修正を加えるものとする。

#### ＜小中一貫教育制度に関わる変更・転換＞

平成27年6月の学校教育法の一部改正により、義務教育学校を学校種として新たに設けることとされ、また、平成28年3月の学校教育法施行規則の一部改正により、義務教育学校に準じて小中一貫教育を行う中学校併設型小学校・小学校併設型中学校に関する規定が整備されるなど、小中一貫教育を適切に実施するための運営の仕組みが法令において整えられた。

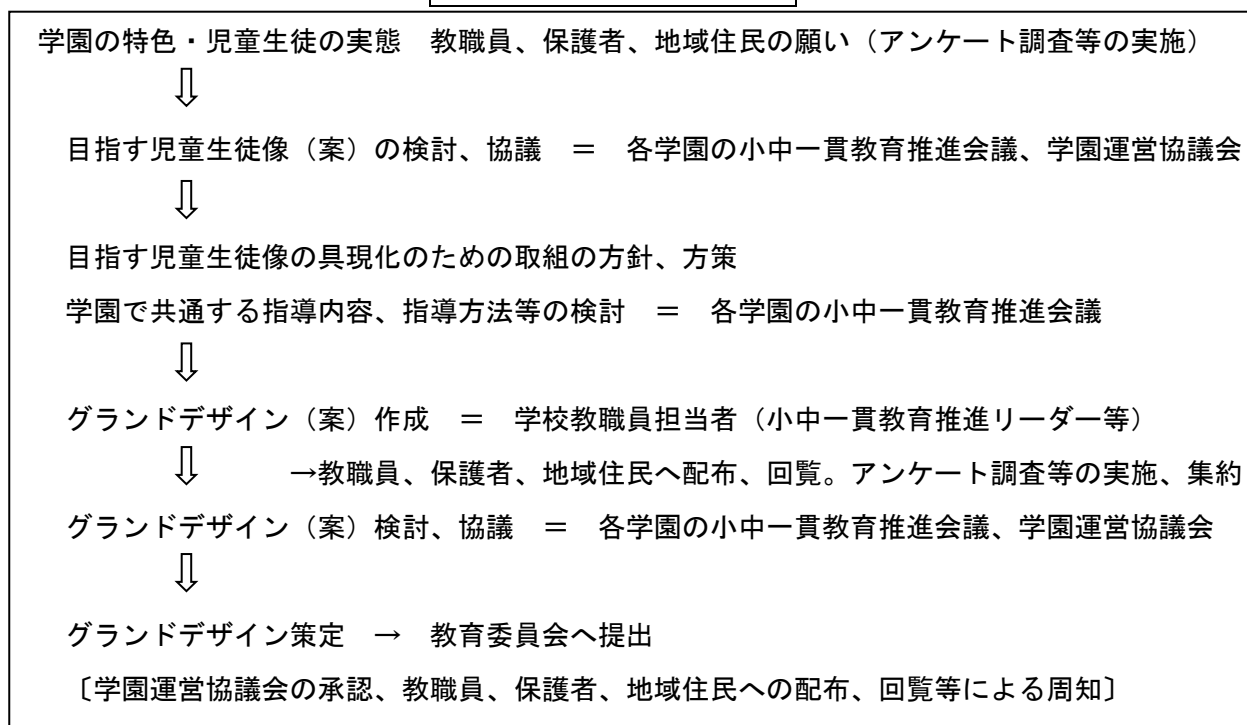
三条市教育委員会では、このような国の動向を受け、状況を見ながら小学校及び中学校が一体型校舎となっている学校を義務教育学校に移行し、分離型校舎となっている学校を中学校併設型小学校又は小学校併設型中学校に移行することとした。また、中学校併設型小学校・小学校併設型中学校については、小中一貫教育校と定義して学園の名称を設定し、小中一貫教育の実施に係る総合調整を行うために学園長を置くこととした。

### 2 各学園における小中一貫教育グランドデザインの策定

- (1) 各学園において、「目指す児童生徒像」を設定し、「目指す児童生徒像」を具現化するための方針や共通する具体的な指導内容、指導方法、方策等に関する全体構想を小中一貫教育グランドデザイン（以下「グランドデザイン」という。）として策定する。
- (2) グランドデザインの策定に当たっては、学校教職員が主体となって作成した原案をもとに、各学園の小中一貫教育推進会議等における検討を行って策定する。その際、学園運営協議会で検討するなど、当該学園の保護者、地域住民等の意見を反映することができるよう努めるものとする。
- (3) グランドデザインは、学園運営協議会の承認を得るものとする。
- (4) グランドデザインは、各学園の保護者、地域住民等に配布、回覧するなどして内容の周知を行い、当該学園における小中一貫教育に対する意識の共有化に努めるものとする。
- (5) グランドデザインは、策定後おおむね5年をめぐり、適宜、見直しの検討を行うものとし、必要に応じて策定時と同様の方法、手順等に準じて修正を行う。

### グランドデザイン策定の手順

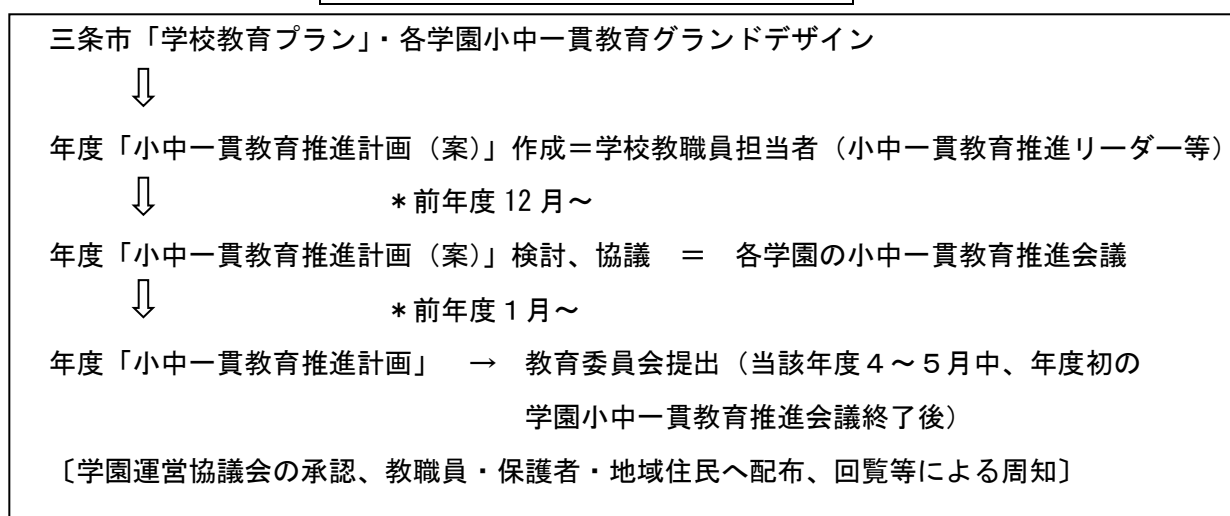
【策定時の手順】



### 3 各学園における小中一貫教育推進計画の策定

- (1) 各学園において、三条市「学校教育プラン」（小中一貫教育推進課策定）及びグランドデザインに基づき、各年度の小中一貫教育推進計画（以下「推進計画」という。）を策定する。
- (2) 推進計画の策定に当たっては、学校教職員が主体となって作成した原案をもとに、各学園の小中一貫教育推進会議等における検討を行って策定する。
- (3) 推進計画は、学園運営協議会の承認を得るものとする。
- (4) 推進計画は、各学園の保護者、地域住民に配布、回覧するなどして内容の周知を行う。

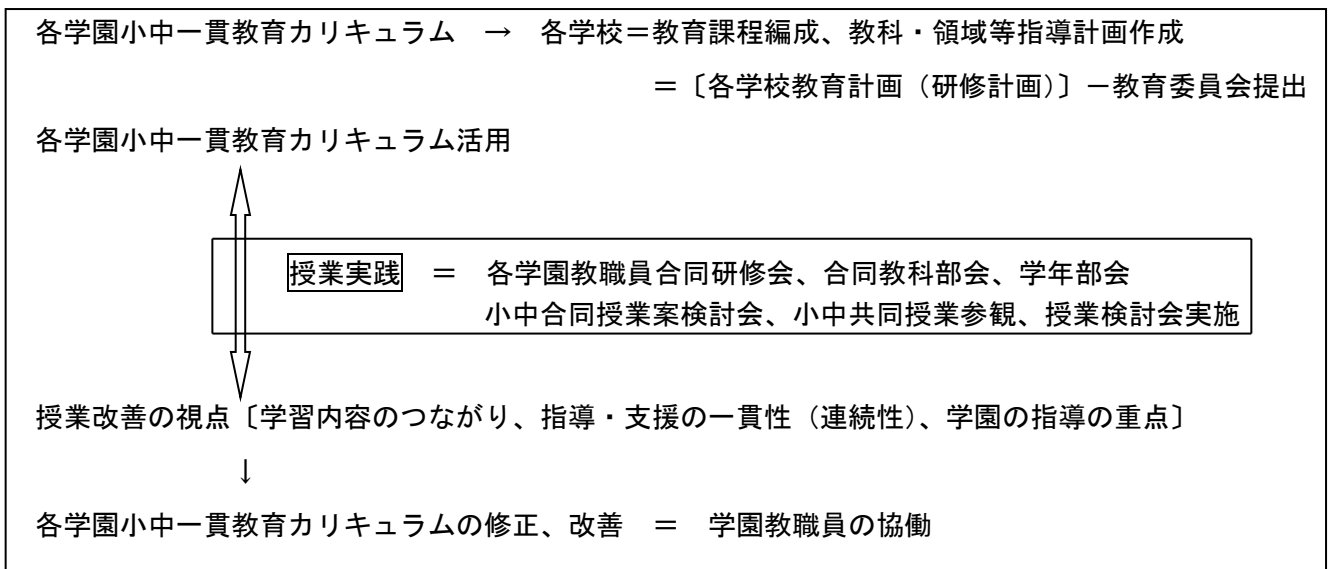
### 各年度の小中一貫教育推進計画策定の手順



#### 4 教育課程の編成及び小中一貫教育カリキュラムの活用

- (1) 義務教育9年間を基礎充実期、活用期、伸長期に区分し、各期の指導内容の充実を図る。
- (2) 各学園において、「三条市小中一貫教育モデルカリキュラム」を活用して、各学園の小中一貫教育カリキュラム（以下「カリキュラム」という。）を策定する。
- (3) 各学校では、義務教育9年間を連続したものととらえた教育課程を編成するとともに、カリキュラムを基にした各教科・領域の指導計画を作成する。
- (4) 各学校では、カリキュラムを活用した授業実践を行う。実践においては、学園での一貫した指導、支援を視点とした授業改善を進めるとともに、絶えずカリキュラムの修正、改善を行う。
- (5) 授業実践、カリキュラムの修正、改善に当たっては、教職員合同研修会の開催及び合同教科部会、学年部会等の組織化を図るなど、学園教職員の協働により進めることとする。

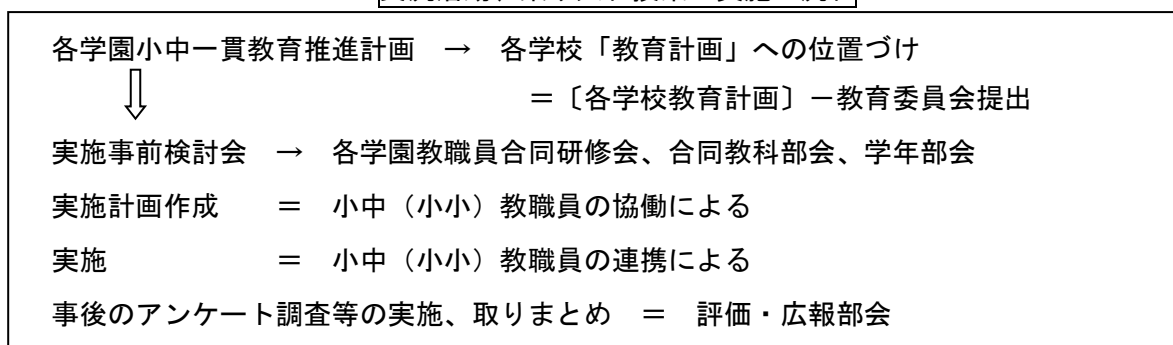
##### カリキュラム活用の流れ



#### 5 交流活動、乗り入れ授業の実施

- (1) 各学校においては、学園小中一貫教育推進計画に基づき、毎年度各学校の教育計画に意図的、計画的に位置づけ、実施するものとする。
- (2) 実施に当たっては、小中学校教職員で十分な事前の検討のもと、明確なねらいをもって協働で実施計画を作成し、連携をとって行う。
- (3) 実施後は、児童生徒にアンケート調査を実施するなどの評価を行い、取組の改善に努める。

##### 交流活動、乗り入れ授業の実施の流れ



## 6 小学校及び義務教育学校前期課程における一部教科担任制の実施

各学校の実態に応じて、主として活用期（5年生・6年生）において実施する。

## 7 小中一貫教育の点検・評価の実施

- (1) 教育委員会は、市全体の共通評価項目の設定及び実施方法等を含む点検・評価計画を策定する。
- (2) 教育委員会は、各年度1回全市一斉の評価を実施し、評価結果を含む研究等資料を作成する。
- (3) 学園小中一貫教育推進会議は、取組の評価結果を基にPDCAサイクルによる改善方策及び次年度の小中一貫教育推進計画の検討を行う。

### 点検・評価の流れ

P = 小中一貫教育推進計画 (4~5月)	D = 取組、実践	C = 評価 (12月頃)	A = 評価結果による改善策の検討 (1月~)
--------------------------	-----------	------------------	----------------------------

## 8 小中一貫教育の教職員研修の実施

- (1) 教育委員会は、教育センターを中心に小中一貫教育に係る教職員研修の体系化を図り、教職員の支援にあたることとする。
- (2) 学校教職員は、教育委員会（小中一貫教育推進課）が主催する小中一貫教育に係るいずれかの教職員研修に参加することとする。
- (3) 教育委員会が実施する教職員研修は、以下の内容を基本とする。

<b>【基礎研修】</b>	対象者：転入・新任者等	研修概要：小中一貫教育の基礎理解
<b>【実践研修】</b>	対象者：一般教職員等	研修概要：小中一貫教育の実践力の向上
<b>【充実発展研修】</b>	対象者：管理職・小中一貫教育推進リーダー・小中一貫教育コーディネーター等	研修概要：小中一貫教育推進マネジメント

## 9 小中一貫教育推進組織の設置及び役割

- (1) 小中一貫教育推進課及び教育センター  
小中一貫教育の全体推進、調整及び点検・評価の実施、教職員研修の実施を推進する中核となる組織とする。（平成25年4月設置）
- (2) 三条市小中一貫教育推進委員会  
小中一貫教育の実施体制・実施方策、小中一貫教育に係る点検・評価、その他の小中一貫教育の効果的な推進に必要な事項の検討を行う組織とする。（平成25年1月設置）
- (3) 学園長会議  
小中一貫教育の取組の連絡調整、効果的な推進に必要な事項の検討を行う組織とする。（平成29年4月設置）
- (4) 学園小中一貫教育推進会議  
ア 組織構成  
(ア) 学校関係者のほか、学園の実態に応じて、保護者代表・地域の代表・学園運営協議会が適当と認める者で構成する。  
(イ) 学園教職員から小中一貫教育推進リーダー（以下「推進リーダー」という。）1名を指名し、当該学校の校務分掌に位置づけるものとする。推進リーダーは、各学校の小中一貫教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）と連携し、全体推進の取りまとめ、連絡・調整を行う。  
(ウ) 各学校は、コーディネーター1名の教職員を指名し、校務分掌に位置づけるものとする。コーディネーターは、推進リーダーと連携し、各学校における取組の推進役を担う。

## イ 運営

- (ア) 学園長が推進会議の事務を統括する。
- (イ) 学園長が招集し、学期1回、年度3回開催することとする。ただし、学園の実態により、必要に応じて開催するものとする。
- (ウ) 学園長が指定した学校に事務局を置き、会議運営等の庶務を所掌する。
- (エ) 小中一貫教育推進課及び教育センター指導主事等が参加し、指導・支援にあたる。

## ウ 主たる業務

- (ア) 学園小中一貫教育グランドデザインの検討
- (イ) 各年度学園小中一貫教育推進計画の検討、各学園における取組の全体調整
- (ウ) 小中一貫教育の取組の進捗状況の把握、点検・評価（PDCAサイクル）
- (エ) 小中一貫教育の取組の取りまとめ（年度1回）
- (オ) その他、部会検討事項を含む小中一貫教育に係る必要な事項

## エ 部会構成、役割

### (ア) 地域連携部会

学校教職員のほか、学園の実態に応じて、保護者、地域住民で構成する。教育環境づくり、施設・設備の利活用、保護者・地域住民対象の活動報告会等の企画、交流活動等の支援、地域行事等への参画 等

### (イ) 共同授業・共同活動部会

学園全学校教職員で構成する。小中一貫教育カリキュラムに基づく授業実践、カリキュラムの修正・改善、交流活動、乗り入れ授業等の計画、学園合同教職員研修会 等

### (ウ) 評価・広報活動部会

学校教職員のほか、学園の実態に応じて、保護者、地域住民で構成する。各取組の評価実施計画作成、集約、資料作成、「学園小中一貫教育たより」等の発行 等

### (エ) その他の部、班、係等の設置

各学園の実態に応じ、推進会議及び各部会内に必要とするその他の部、係、班等を設置することができるものとする。

## (5) 学園運営協議会

学園の各学校運営協議会委員の代表から構成する、保護者、地域住民等の学園運営への参画及び連携強化を図るための組織。（令和2年4月設置）

## (6) その他

教育委員会は、各学園での取組の現状についての状況把握や連絡・調整を図るために、必要な会議等を招集することとする。（例、推進リーダー・コーディネーター連絡会議等）

## (7) 推進体制組織図

別紙（参照）のとおりとする。

## 10 各学園の小中一貫教育の類型

### (1) 一体型小中一貫教育（一体型校舎）

三条嵐南学園（第一中学校区）	一ノ木戸ポプラ学園（第二中学校区）
----------------	-------------------

### (2) 連携型小中一貫教育（分離型校舎）

三条学園（第三中学校区）	四つ葉学園（第四中学校区）
瑞穂学園（本成寺中学校区）	三条おおじま学園（大島中学校区）
さかえ学園（栄中学校区）	しただの郷学園（下田中学校区）

### (3) 義務教育学校（一体型校舎）

大崎学園（旧大崎中学校区）
---------------

## 附 則

この指針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この指針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この指針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この指針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この指針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(参照)

## 小中一貫教育推進組織図

### 三条市教育委員会

小中一貫教育全体推進、調整

#### 小中一貫教育推進委員会

小中一貫教育の効果的な推進の検討

推進委員20名以内（学識経験者、  
学校関係者、保護者代表、地域代表）

#### 学園長会議

小中一貫教育の取組の連絡  
調整、効果的な推進の検討

#### 小中一貫教育推進課

#### 三条市教育センター

小中一貫教育調査・研究、教職員研修、点検・評価、学校支援

### 学園（中学校区）

#### 小中一貫教育推進会議

（学園長・推進リーダー・コーディネーター等）

学園における取組の全体構想、推進計画、評価等の検討

#### 地域連携部会

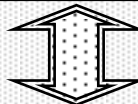
- ・ 教育環境づくり、施設・設備の  
利活用について
- ・ 保護者、地域、学校の連携した  
取組について 等

#### 評価・広報活動部会

- ・ 取組の評価について
- ・ 広報紙の作成について 等

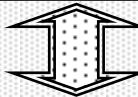
#### 共同授業・共同活動部会

- ・ 小中一貫カリキュラムの活用について
- ・ 交流活動、乗り入れ授業について
- ・ 学園合同教職員研修会について 等



連  
携

### 学園運営協議会



連  
携

保 護 者 ・ 地 域 住 民